

木曾川源緑地区河川防災ステーション 木曾岬町防災センター 完成!!



主な内容

後期高齢者医療制度のお知らせ	②~④
児童手当現況届の提出について	⑤
木曾岬町職員募集	⑥
木曾岬町子ども未来塾 学習支援員募集	⑩
木曾岬町立図書館運営協議会委員公募	⑩



木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	6,337人	(前月比-24)
男	3,216人	(前月比-11)
女	3,121人	(前月比-13)
世帯数	2,428世帯	(前月比-14)

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証について

新しい被保険者証(若草色)を、7月中旬に、簡易書留で送付いたします。

ピンク色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。新しい被保険者証(若草色)が届きましたら、8月1日以降にピンク色の被保険者証は役場住民課に返却してください。(ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。)

また、8月1日以降、病院や薬局の窓口では新しい被保険者証(若草色)を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場住民課窓口へ申請することにより交付されます。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を役場住民課から送付します。

●保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

●平成30年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

均等割額 42,965円	+	所得割額 (総所得金額等* - 33万円) × 8.86%	=	年間保険料額 (賦課限度額 62万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	------------------------

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含まれません。
- 各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。

●保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	4,296円
33万円以下	8.5割	6,444円
(33万円+被保険者数×27.5万円)以下	5割	21,482円
(33万円+被保険者数×50万円)以下	2割	34,372円
上記以外	なし	42,965円

【注1】世帯は4月1日(年度途中で資格取得された方は資格取得日)時点での状況で判定されます。

【注2】前年(1月から3月までは前々年)12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割額の軽減】

平成30年度から廃止されました。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった方に対する軽減

均等割額が5割軽減され、所得割は課されません。(所得が低い世帯に属する方の均等割額の9割軽減または8.5割軽減に該当する方は、そちらが適用されます。) 該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

※被用者保険とは
協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

一部負担金の割合の変更(基準収入額適用申請)について

●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。(7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更されます。)

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合(被保険者の収入額)・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入額が520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方
- 送付スケジュール
 - 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
 - 5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
 - 8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
- 受診期間 7月から11月末までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円
住民税非課税世帯の方 200円

※なお、健康診査を受診された方には、自己負担を助成いたします。受診後、医療機関の領収書、被保険者証、印鑑、振込先口座のわかるものをご持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断または判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

制度改正について

国による医療保険制度の見直しにより以下の改正が行なわれます。

●高額療養費

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

8月から、上限額が下表のように変わります。

☆自己負担限度額（月額）

所得区分	～7月		→	8月～	
	外来（個人）	外来+入院（世帯）		外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※4}		252,600円+1% ^{※2} 〔140,100円〕 ^{※4}	
一般	14,000円 ^{※5}	57,600円 〔44,400円〕 ^{※4}		167,400円+1% ^{※3} 〔93,000円〕 ^{※4}	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円		80,100円+1% ^{※1} 〔44,400円〕 ^{※4}	
低所得Ⅰ		15,000円		18,000円 ^{※5}	57,600円 〔44,400円〕 ^{※4}
				8,000円	24,600円
					15,000円

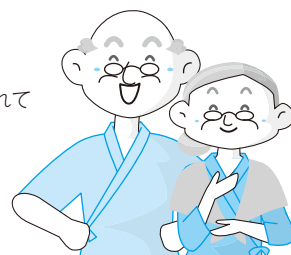
※1 「+1%」は医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。

※2 「+1%」は医療費総額が842,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。

※3 「+1%」は医療費総額が558,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。

※4 〔 〕内は後期高齢者医療制度において、過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

※5 1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。



●問合せ先 ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課 被保険者証・保険料・一部負担金関係 ☎059-221-6883
健康診査・療養費・高額療養費関係 ☎059-221-6884
・役場 住民課 ☎68-6103



児童手当の 現況届の提出は **6月中旬に!**

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。

現況届は、毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、期限内に必ず提出してください。

●提出期限／6月29日(金)

●提出書類／・児童手当・特例給付 現況届

・受給者の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険加入の方は省略可)

※このほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



みなさんご存知ですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで
(※精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満までです)

【支給要件】

次に該当する児童について、父、母または養育者が監護等している場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母の婚姻によらないで生まれた児童
- ・父母とも不明である児童

【支給月】

4月、8月、12月(4か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの支給となります。

特別児童扶養手当とは?

心身に障がいのある20歳未満の児童の父母、または父母に代わってその児童を療育している方に支給される手当です。

【支給要件】

- ・身体障がいがおおむね1級または2級程度、療育手帳Aおよびこれらと同程度の障がいがあるとき
- ・身体障がいがおおむね3級、療育手帳Bおよびこれらと同程度の障がいがあるとき

【支給月】

4月、8月、11月(4か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの支給となります。

該当となる方は福祉健康課で手続きが必要です。支給理由等により、必要な提出書類等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※請求者および扶養義務者の所得が一定以上の額を超える場合や児童が公的年金の給付を受けることができる場合、施設などに入所している場合などは手当を受けることができません。

●問合せ先／役場 福祉健康課 ☎68-6104

平成31年4月1日採用 木曾岬町職員募集

平成31年4月採用の木曾岬町職員を次のとおり募集します。

職種	一般職員(事務職)	保育士(幼稚園教諭)
採用予定人数	3人程度	1～2人程度
	※今後の採用計画の見直しおよび職員の退職により変更する場合があります。	
受験資格	平成元年4月2日以降に生まれた人で、 大学、短大等若しくは、高等学校を卒業または平成31年3月31日までに卒業見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人で、 保育士および幼稚園教諭の資格を有する人または採用日までに取得見込みの人
	※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人	
1次試験	【三重県町村会の統一試験】	
	日時 9月16日(日) 午前9時10分から受付開始 場所 三重県立川越高等学校	
	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 職場適応性検査、事務適性検査	試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 専門試験、職場適応性検査
	結果通知 10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。	
2次試験 【1次試験合格者】	日程 10月18日(木) 試験内容 ①集団討論 ②面接試験 会場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。	日程 10月23日(火) 試験内容 ①実技試験 ②面接試験 会場 ①ふれあいホール ②木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。
	試験申込書履歴書の請求	
	○直接役場へ出向く場合 木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地) 3階総務政策課までお越しください。 ○郵便で請求する場合 表面に「職員採用試験申込書希望」と記載した封筒に、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ])を必ず同封し、〒498-8503桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係宛に請求してください。	
受験申込	○提出書類 (1) 試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付) (2) 履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付) (3) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 (高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書) (4) 返信用封筒(1次試験結果送付用 402円(簡易書留郵便代)を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ]) (5) 保育士(幼稚園教諭)の場合は、保育士および幼稚園教諭の資格証明書の写し、または取得見込み証明書 ※提出書類については返却いたしません。	
	○提出先 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係 ※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と記載してください。 ○受付期間 7月2日(月)～7月25日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日は不可) ※郵送の場合は、7月25日(水) 午後5時15分到着分まで有効。	
受験票の送付	9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。	

●問合せ先/役場 総務政策課 人事係 ☎68-6100

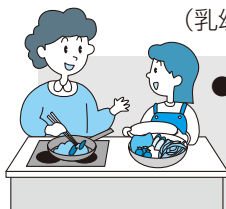
各種制度等の案内については、町のホームページをご覧ください。

木曾岬町食生活改善推進協議会からのお知らせ

親子ふれあいクッキング

実施日	内容
8月28日(火)	未定

- 対象者 / 小学生と保護者
- 時間 / 午前9時30分～午後1時30分
- 場所 / 保健センター 調理室
- 持ち物 / エプロン・三角巾・布巾・米0.5合・子どものスリッパ
- 参加費 / 大人300円・子ども200円
- 募集人数 / 先着親子10組20名 (当日は託児あり)
託児は生後10ヶ月以上 先着7人まで
オムツ、ミルク持参の事
託児時間 / 午前9時30分～11時30分
(乳幼児は食事無し)



- 申込み先 / 各実施日の10日前までに保健センター(☎68-6119)管理栄養士までお電話もしくは窓口までお申し込みください。(定員になり次第締め切ります。)
※不明な点がございましたら、福祉健康課 管理栄養士までお問い合わせください。
※都合により、実施日を変更する場合がありますので、ご了承ください。

一般料理講習会

実施日	内容
10月16日(火)	未定
12月18日(火)	おせち料理

- 対象者 / 木曾岬町にお住まいの方
- 時間 / 午前9時30分～午後1時30分
- 場所 / 保健センター 調理室
- 持ち物 / エプロン・三角巾・布巾・米0.5合
- 参加費 / 各回1人500円
- 募集人数 / 先着20名 (当日は託児あり)
託児は生後10ヶ月以上 先着7人まで
オムツ、ミルク持参の事
託児時間 / 午前9時30分～11時30分
(乳幼児は食事無し)

～料理教室のお知らせ～

- 日時 / 7月13日(金)
午前10時30分～午後1時ごろまで
- 開催場所 / 町保健センター
- 対象 / 木曾岬町の65歳以上の方、または65歳以上の方と一緒に同居されている方
- 定員 / 12名 (6名以上で実施いたします。)
※送迎可
- 実施内容 / ミニ講話(介護予防のための)と簡単な調理実習
- 参加費 / 300円(材料費)
- 持ち物 / エプロン、三角巾、布巾2枚、米0.5合
- 申込方法 / 7月5日(木)までに保健センター(☎68-6119)管理栄養士までお電話もしくは窓口までお申し込みください。(定員になり次第締め切ります。)

小学校への寄付が行われました

私たち木曾岬町商工会青年部および木曾岬町商工会女性部は地域振興活動の一つとして例年、木曾岬小学校新一年生の児童を応援しています。

●教室机用引き出し
6年間使用するため物を大切に
する心を育てます。

●歯磨き用コップ入れ袋
歯磨き習慣による健康管理の心を育てます。

木曾岬メガソーラ株式会社様の社会貢献(人材育成)活動と私たちの思いが繋がります。ご支援をいただくことになりました。

今後、木曾岬町の発展のため地域振興に努力いたしますので、木曾岬町民の皆様のご理解を賜わりますようお願い申し上げます。



3月29日 木曾岬小学校にて
(写真左より)西口先生、小森校長、
青年部 白木、女性部 嵯峨)

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付

生活のミニ情報

教育委員会だより

警察署コーナー

こんにちは保健師です

こんにちは 管理栄養士です

カレンダー

が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

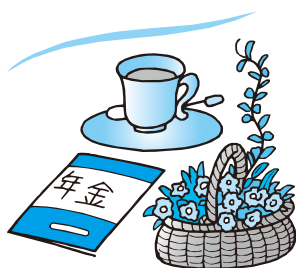
●問合せ先

役場 住民課

☎ 68-6103

四日市年金事務所(代表)

☎ 059-353-5155



生活のミニ情報

電波のルールは必ず守りましょう

〔電波利用環境保護周知 啓発強化期間〕

6月1日～6月10日

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政用無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



不明な点は左記の所までお問い合わせください。

問 総務省 東海総合通信局

◆ 不法無線局の相談

☎ 052-971-9107

◆ テレビ等の受信障害の相談

☎ 052-971-9648

管内の全ての河川で新たに「船舶」の放置禁止指定

〔放置禁止指定〕

木曾川下流河川事務所では、河川法施行令改正(平成26年4月1日施行)により、河川に放

置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川で新たに「船舶」の放置禁止指定することになりました。

●指定内容

船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金を科されることとなります。

●禁止区域

木曾川、長良川、揖斐川、多度川、駄江川の内、木曾川下流河川事務所が管理する区域

●禁止施行日

平成30年5月7日



問 国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

占用調整課

〒511-0002 桑名市大字福島465

☎ 0594-24-5718

FAX 0594-24-5725



平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づいて報告義務がある重要な統計です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利用されます。

調査時点は6月1日です。調査票へのご回答をお願いします。



政府統計



工業統計キャラクター
「イチちゃん」

事業主の皆様へ 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新はお早め！

労働保険料(平成29年度確定・平成30年度概算)の申告・納付は6月1日(金)から7月10日(火)までです。

お忘れなく！ お早め！

★年度更新集合受付会を開催します

・日 時
7月6日(金)・9日(月)・10日(火)

午前9時～午後4時
場 所
四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署

桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」

鈴鹿市神戸コミュニティセンター
尾鷲公共職業安定所
以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ① 概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書
- ② 作成した平成29年度確定分の賃金集計表

一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳(請負金額・工期等)が確認できるもの)

- ③ 事業主印鑑
(法人は代表者印鑑)

※労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向がなくても自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。

(詳しくは、電子政府の総合窓口へ <http://www.e-gov.go.jp/>)

問 三重県労働局総務部

労働保険徴収室
津市島崎町327-2
☎059-226-2100

暮らしなんでも相談会開催(無料)(秘密厳守)

子育て、年金、介護、労働、金融などの相談に弁護士・社会保険労務士・介護支援専門員が親切にお応えいたします。

●日 時
6月16日(土)
午前10時～午後4時

●場 所
桑名市総合福祉会館内会議室

●申込み

左記電話又はFAXでお申込みください。
事前予約制ですが当日空いている場合がありますので当日は電話にて連絡ください。

問 暮らしほっとステーション
桑員

(構成団体：桑員地区労働者福祉協議会・連合三重桑員地域協議会)
(協力団体：桑名市社会福祉協議会)

☎0594-877-169
☎0594-877-170
FAX 0594-877-170

税務職員採用試験受験者募集案内

●職 種
税務職員採用試験(高校卒業程度)

●受験資格
1 平成30年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

●申込期間

インターネットにより申し込んでください。

●受付期間
6月18日(月)午前9時～6月27日(水)(受信有効)

※インターネット申込みができない環境にある場合は、問合せ先まで連絡してください。

●試験日

第1次試験
9月2日(日)
第2次試験
10月10日(水)～10月19日(金)のうち、いずれか指定する日

問 名古屋国税局 人事第二課
試験係

☎052-951-3511
(内線3451)

名古屋国税局 職員採用ページ

<http://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/recruitment/syokuin/index.htm>

公益財団法人三重県下水道公社 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

●試験日時
11月27日(火) 午後1時から

●試験会場

三重県総合文化センター
津市一身田上津部田1234

●申込受付期間

8月10日(金)～9月10日(月)
※当日消印有効

問 (公財)三重県下水道公社

総務課
下水道排水設備工事責任技術者資格認定業務担当
☎0598-53-2331
<http://www.mie-kousha.or.jp/>

役場 建設課
☎98-6106

海南病院創立80周年記念行事 オープンホスピタル開催 のお知らせ

海南病院は、1938年に設立して以来、おかげさまで創立80周年を迎えることとなりました。

私たち海南病院職員は、医療を通じて社会に貢献(CSR)することを大きな使命と考へてきました。

80周年の記念行事として、地域の方々とのおふれあいができる機会を持つため、7月21日の午後、オープンホスピタルを開催いたします。

各職種体験ができる院内探検ツアー(子ども対象・事前予約枠あり)や、トークイベントなどのスペシャルイベント、海南マルシェ、健康チェックや認知症予防体操など、さまざまな催物を企画しています。

◆海南マルシェは正午オープン、院内探検ツアー等のブースは午後1時30分より順次オープンします。

詳細につきましては、病院ホームページ、チラシにてお知らせいたします。

どなた様もご参加いただけますので、多数の方のご来場をお待ちしています。

問 海南病院事務局(企画室)

☎0567-651-2511



ホームページは
こちら



子どもたちの健やかな成長を願って —こどもの日の集い開催—

5月1日、木曾岬幼稚園・保育園で恒例の「こどもの日の集い」を行いました。

子どもたちにとって、この日は特別な日です。『しょうぶとよもぎ』という子どもの日にちなんだ絵本を読んでもらったり、こどもの日の由来にまつわるクイズをしたりして、いつもとは少し違うお祝いムードの中、子どもたちのたくさんの笑い声が聞かれました。

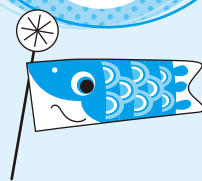
園内で楽しいひと時を過ごした後は園庭に出て、みんなで「こいのぼりの歌」を歌いました。木曾岬の空に、子どもたちの元気な歌声が響き渡り、その歌声に後押しされるかのように、子どもたちが作ったこいのぼりも元気に泳いでいました。素敵な歌声のお礼にと、町長からプレゼントをいただき、「ありがとう！」とニコリ笑顔の子どもたちでした。

最後は、病気やケガをせずに大きく成長できるようにと願いを込めて、みんなでちまきをいただきました。これまでの成長のお祝いとこれからの成長の願いが込められた思い出に残る楽しい「こどもの日の集い」になりました。



教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会
☎68-1617



シリーズ

木曾岬町CSアクションプラン2018

～地域ぐるみで子どもを育てる取組をめざして③～

子どもたちの豊かな育ちには、学校・家庭・地域の連携が大切です。本年度、木曾岬町教育委員会では、学校(園)教育基本方針に基づき「木曾岬町コミュニティ・スクール(CS)アクションプラン2018」(広報4・5月号に掲載)を作成し、幼稚園・保育園、小・中学校での取組へとつなげています。

この「木曾岬町CSアクションプラン2018」は、3つのめざす子ども像に迫るために、学校・家庭・地域のそれぞれの立場でできることを示した活動指標です。CSとして、地域ぐるみで子どもの育ちを支えていきたいと考えています。保護者・地域の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。6月号では、中学校の取組について紹介します。

コミュニティ・スクール3年目の充実に向けて

～中学校のスマホ・ネット課題解決の取組より～

木曾岬中学校が教育委員会よりコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の指定を受けて3年目となりました。毎年、学校経営ビジョンについて協議会委員の皆様にご了承を得て、学校の様々な取組に対して理解と応援をいただいています。今年度も引き続き、同じ協議会委員の皆様にお世話になることになり、心強い支援を受けながらスタートしました。

昨年度、生徒の実態を把握する中で、スマホ・ネットの長時間使用の課題が明らかになってきました。そこで、課題解決に向けた取組として、専門業者から講師を招き、「携帯電話講習会」を開催しました。講師からは、SNSの問題点や文字だけによるコミュニケーションの難しさなどを生徒の目線でわかりやすく教えていただきました。あわせて、保護者の皆さまにもPTA合同委員会の中で専門家による「ネット啓発講座」の学習会を持ち、家庭におけるネット啓発を行っていただきました。

このような取組の中で、協議会委員から木曾岬町として一体的な取組ができないだろうかという提言をいただきました。早速、教育委員会や小学校・幼稚園・保育園と情報を共有し、対応を協議した結果、木曾岬町としての「スマホ・ネット使用配慮事項」が作成され、その後の各園・学校の取組の指針となりました。

これからも中学校はコミュニティ・スクールとして、学校・保護者・地域が一体となって子どもたちの健全な成長を育むための取組の充実をめざしてまいります。その一つとして、今年度も引き続き、スマホ・ネットの課題解決に向けて学習会を持つなど、具体的なアクションへとつなげていきたいと考えています。



平成31年度使用小学校ならびに中学校教科用図書の展示会を開催します

平成30年度は、小学校・中学校において、次の教科書について採択を行います。

【小学校】「特別の教科 道徳」以外の教科書
【中学校】「特別の教科 道徳」の教科書

これらに関わるすべての教科書の展示会を開催しますので、ぜひご来館いただき、ご意見を賜りますようお願いいたします。

- 展示会場／木曾岬町立図書館
- 展示期間／6月5日(火)～6月27日(水) ※月曜日は閉館のため除く
- 展示時間／火・水・木：午前10時～午後6時 金：正午～午後8時
土・日：午前9時～午後5時
- 問合せ先／教育委員会事務局教育課 ☎68-1617



〈昨年度の教科書展示会の様子〉

保護者・地域のみなさまへ ～三重県の総勤務時間縮減の取組について～

現在、学校を取り巻く環境は、様々な教育改革への対応が増えることが予想され、それに伴う教職員の長時間にわたる時間外労働が問題になっています。

こうした中、三重県では市町教育委員会・学校と連携しながら、教育ビジョンに基づく施策「教職員が働きやすい環境づくり」を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身にわたる健康を維持することにより、教育活動に意欲的に取り組めるようすべての公立学校で統一した取組を進めています。

つきましては、保護者・地域のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



〈小・中学校の取組〉

- 毎月1回、教職員の定時退校日を設定します。
- 学校閉鎖日を設定します。【8月13日(月)～8月15日(水)】
- 原則、週2日の部活動休養日を設定します。(中学校のみ)

中学生への 学習サポート

木曾岬子ども未来塾 学習支援員募集!!

4月より本格実施を開始した「木曾岬子ども未来塾」では、中学生への学習をサポートしていただける「学習支援員」を募集しています。木曾岬の子どもたちの健やかな成長のために、ぜひお力添えをお願いします。

興味を持たれた方は、木曾岬子ども未来塾事務局まで問い合わせください。



- 問合せ先／木曾岬子ども未来塾事務局 (教育委員会事務局内) ☎68-1617

- 支援対象／中学生
- 支援内容／数学・英語の自学自習 (学校の宿題プリント等) の支援 ※生徒がわからない点について支援していただく形になります。
- 開催日時／今年度は年間31回開催予定 金曜日の午後6時～7時45分 ※参加いただく回数をご相談させていただきます。
- 開催場所／町立図書館

『木曾岬町立図書館運営協議会』委員公募のお知らせ

●概要

木曾岬町立図書館では、図書館運営やサービスなどについて、幅広くご意見やご提言をいただく機関として、図書館運営協議会を設置いたします。同協議会は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者などで構成されます。このたび図書館開館にあたり、委員の一部を公募いたします。よりよい図書館運営のために、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。

- 募集人数／若干名
- 任務／年に2回程度実施する委員会に出席し、図書館の運営などに関する意見を述べていただきます。
- 任期／委嘱の日から2年間 (平成30年8月1日から平成32年7月31日)
- 報酬／委員会に出席した際に、町の規定により支給いたします。
- 応募資格／(1)町内にお住まいで、平成30年4月1日現在、20歳以上の方。
(2)調査審議する内容に関して十分な見識を有している方。

(3)主に平日に開催される協議会に出席可能な方(年2回程度)

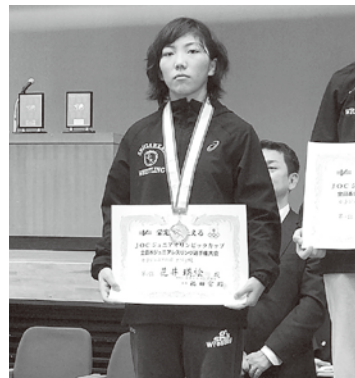
- 応募方法／応募申込書に必要事項を記入いただき、「図書館運営について、活性化していくための考え」や公募委員に応募する動機などお書きいただいたもの(別紙)を添えて提出してください。申込用紙は、町ホームページからのダウンロードの他、教育委員会窓口(役場2階)および、木曾岬町立図書館カウンターに用意してあります。
- 募集期間／6月1日(金)から6月29日(金)必着
- 提出先／教育委員会事務局 教育課 〒498-8503 木曾岬町西対海地251番地 (郵送の場合は、6月29日(金)必着でお願いします。)
- 選考方法／応募書類をもとに、書類選考します。 ※提出された書類は、公募委員選考の目的以外には使用しません。
- 問合せ先／教育委員会事務局 教育課 ☎68-1617

▼レスリングの花井瑛絵さん(源緑輪中) JOCジュニアオリンピックカップ準優勝!!

4月14日(土)～15日(日)に横浜文化体育館で開催された「2018年JOCジュニアオリンピックカップ 女子57kg級」で花井瑛絵さん(至学館大学1年生)が準優勝という輝かしい成績を収められました。

大会を終えた花井さんから「決勝では世界チャンピオンと試合し接戦でしたが、あと一歩及びませんでした。この一歩の差は大きいですが、練習を頑張るって更にもう上を目指します!」と力強い意気込みをいただきました。

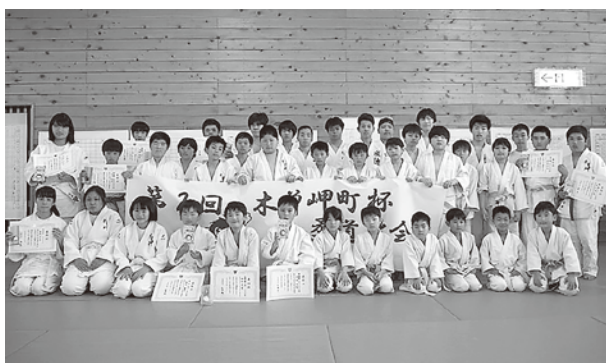
今後の更なる活躍が期待されます。



▼“第2回木曾岬町長杯柔道大会”開催!!

4月22日(日)に木曾岬中学校武道館で「第2回木曾岬町長杯柔道大会」が開催されました。

日頃の練習の成果を発揮し、小学生から一般の部まで白熱した試合となりました。また、当日は多数の観戦があり、子どもたちの頑張りや柔道の魅力を感じていただける大会でした。



【大会結果】

小学1・2年生の部	優勝	松永 夏季さん (雁ヶ地)
	準優勝	山口 達也さん (和泉)
小学3・4年生の部	優勝	留場 琉生さん (小林)
	準優勝	渡辺 海晴さん (南米)
小学5・6年生の部	優勝	松永 曾良さん (雁ヶ地)
	準優勝	山口 翔大さん (和泉)
一般男子の部	優勝	杉浦 志龍さん (桑名市)
	準優勝	伊藤 秀幸さん (見入)
一般女子の部	優勝	松永 理瑚さん (雁ヶ地)
	準優勝	金田はるかさん (中和泉)

【お知らせ】

木曾岬町柔道教室では新団員を募集しています。幼稚園・保育園～小学6年生までの子どもたちが中学校武道館で元気に練習していますので、ぜひ一度見学・体験に来てください。(貸し柔道着あります)

練習は月曜日・火曜日・金曜日の午後7時から行っています。

木曾岬町スポーツ推進委員による 「出前かんたん健康体操」を実施!!

4月26日(木)に木曾岬町スポーツ推進委員が木曾岬町中年婦人会の総会へ出向き、誰でも簡単にできる健康体操をレクチャーしました。

出席者からは、「次回もぜひお願いしたい」と大変好評を頂き、有意義な会となりました。

スポーツ推進委員は町のスポーツ推進のために、教育委員会から委嘱をされ、スポーツ推進事業や、スポーツの実技指導、助言を行う非常勤の公務員です。

今年度より木曾岬町スポーツ推進委員の事業として、各団体やサークルからの要望があれば、誰でも簡単にできる健康体操などの健康促進事業を出前講座として実施していきます。ぜひご活用ください。



●問合せ先/教育委員会事務局 教育課 ☎68-1617

～体力テスト参加のお誘い～

文部科学省では、毎年全国的に体力テストを実施しており、今年は木曾岬町で新体力テストを実施することとなりました。

この機会に普段からスポーツをしている人、そうでない人……。一度ご自身の体力年齢を測定してみませんか？

●日 時／7月 8日(日) 午前10時～午後4時
22日(日) //

●場 所／町体育館

●測定時間／テスト項目により測定時間が異なります。待ち時間がなければ、すべての項目を終えるのに1時間はかかりません。機器などの数量の関係上、多少お待ちいただく場合もあります。

●対象者／20歳から79歳までの男女。(定員各54名ずつ)

●テスト項目

年 齢	共通種目	年齢別種目
20～64歳	・握力 ・上体起こし	反復横とび・シャトルラン 又は急歩・立ち幅跳び
65～79歳	・長座体前屈	開眼片足立ち・10m障害物 歩行・6分間歩行

●持ち物／室内シューズ

(運動ができる服装と運動靴でお越しください)

●参加費／無 料

●応募方法／7月3日(火)までに教育委員会教育課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、お申込みください。

※申し込みをしていない方でも、当日参加していただけますが、保険の関係上、できるだけ事前にお申し込みください。

●実施団体／木曾岬町スポーツ推進委員

●問合せ先／教育委員会事務局 教育課

☎68-1617 FAX66-4841

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。自由に使用できます。

10日(日) 午前9時～正午

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行ないます。ソフトバレーボールやファミリーバドミントンなどを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。

10日(日) 午後1時～午後4時

文 化 資 料 館

◎開館日

毎週日曜日
午前9時～午後4時

北 部 公 民 館

◎開館日

火～日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

町 図 書 館

◎開館日

火～木 午前10時～午後6時
金 正午～午後8時
土・日・祝 午前9時～午後5時

◎郷土文化交流スペース【展示予定】

- ・パッチワークサークルによる作品展示
- ・平成31年度使用小学校ならびに中学校教科用図書展示会



警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

6月は『外国人労働者問題啓発月間』です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格・在留期間であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③ 社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

お問合せは、お近くのハローワーク、労働基準監督署までお願いします。

- 警察安全相談電話 【#9110】【059-224-9110】
(平日の午前9時～午後5時まで)
- 桑名警察署 【0594-24-0110】

町内4月の交通事故 ()…平成30年累計

●件数/14件(53件) ●死者数/0人(1人) ●負傷者数/0人(7人)

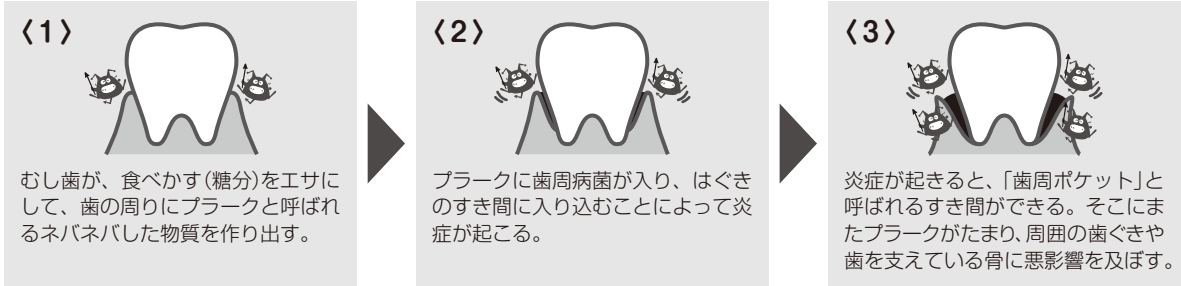


6月4日から6月10日は、「歯と口の衛生週間」です。
そこで、今月は**お口の健康づくり**についてお話しします。

歯を失う原因

歯を失う原因の第1位は、むし歯・・・ではなく「**歯周病**」です!!

歯周病ってどんな病気?



【歯周病をセルフチェック】

1つでも当てはまったら歯科医に相談を!

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきがピンクでなく、赤色をしている | <input type="checkbox"/> 歯が浮くような感じがする |
| <input type="checkbox"/> 歯ぐきが腫れている | <input type="checkbox"/> 歯が長くなったように見える |
| <input type="checkbox"/> 口臭がある | <input type="checkbox"/> 口の中がネバネバする |
| | <input type="checkbox"/> 歯をみがくと出血する |
| | <input type="checkbox"/> 歯がぐらぐらする |

歯周病を予防しましょう!

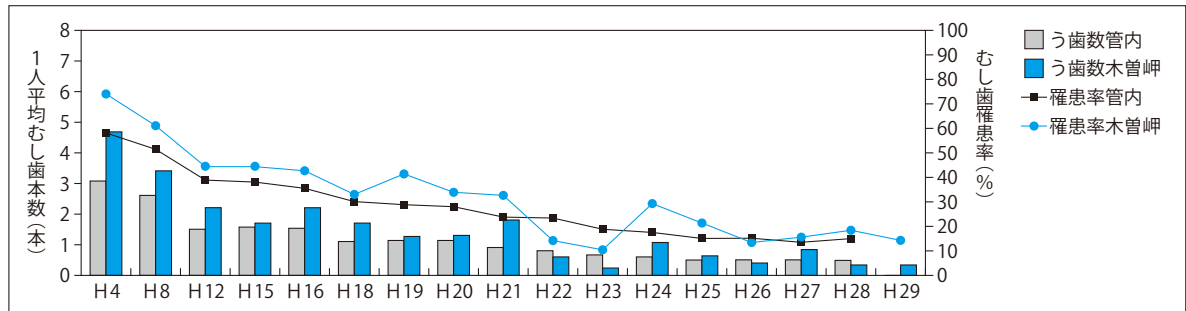
1. 歯みがきでプラークを取り除く
2. たばこを吸わない!!
3. 定期的な歯科健診を
4. 肥満に注意!!
5. ストレスを減らし免疫力を強化する



木曾岬町の子どもたちの状況は?

子どもたちのむし歯は、以前に比べてずいぶん減ってきています。

～ 3歳児健診歯科健診結果(北勢管内との比較)～



〈平成29年度木曾岬町3歳児健診〉

- ・ 受診者数：35名
- ・ 合計むし歯本数：12本
- ・ むし歯のある子の数：5名!!

一人平均むし歯本数は、昨年に引き続き
0.34本!!!!
むし歯罹患率は、
14.3%でした。



これらはとても素晴らしい結果です。

今後も、町民の皆様のご協力をいただきながら、町全体でむし歯予防に取り組んでいきたいと思ひます。

『たんぱく質ってどれくらいとればよいの?』

今月は体に必要な3大栄養素(たんぱく質・脂質・炭水化物)の一つであるたんぱく質についてお話しします。たんぱく質のproteinはギリシャ語で「第一のもの」「最も重要なもの」という意味です。体の中でたえず分解され、捨てられているたんぱく質はアミノ酸によって新しく作りかえられています。なので、私たちは毎日食品として肉や魚、乳製品や豆類などからアミノ酸を補う必要があります。

日本人の食事摂取基準※では年齢と性別に応じてエネルギーやビタミン、ミネラルはもちろん、たんぱく質の必要量も定まっています。例えば、育ち盛りの男性15～17歳であれば1日あたり65gの推奨量が定められています。また、18～29歳年齢層と70歳以上の方の推奨量は60gと同量に定められています。

※「日本人の食事摂取基準」とは・・・簡潔にいうと、厚生労働省が定めている日本人が摂取しなければならないエネルギーや栄養素の基準値を定めているもの。

さて、65gのたんぱく質はどれくらいの食事で摂取できるのでしょうか？

ご飯とたんぱく質が多く含まれている食品表

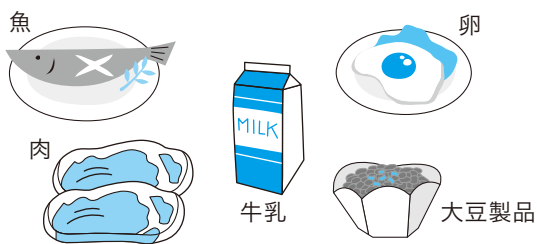
食品名	重量	エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物
		kcal	g	g	g
ご飯	200g	336	5.0	0.6	74.2
低脂肪牛乳		92	7.6	2.0	11.0
卵	50g 1個	76	6.2	5.2	0.2
納豆	45g 1パック	90	7.4	4.5	5.4
和牛モモ (脂身付き)	100g	246	18.9	17.5	0.5
豚モモ (脂身付き)		183	20.5	10.2	0.2
鶏若鶏肉モモ (皮付き)		200	16.2	14.0	0.0
鶏若鶏肉胸 (皮付き)		191	19.5	11.6	0.0
マアジ		121	20.7	3.5	0.1
カツオ (春獲り)		114	25.8	0.5	0.1
紅サケ		138	22.5	4.5	0.1
サンマ		310	18.5	24.6	0.1

さらに最近では、加齢とともに起こるといわれている「サルコペニア」(歩く速度・握力・筋肉量が低下する)や「フレイル」(活動量の低下・疲労感・体重減少)などは、たんぱく質が不足する「低栄養」が起因といわれています。

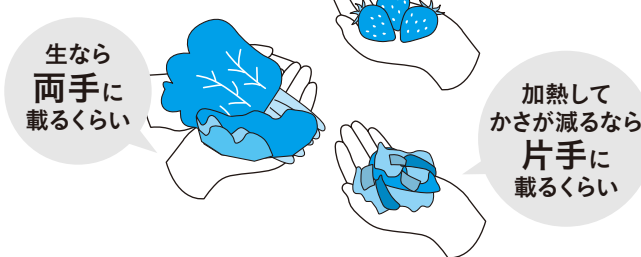
成長著しい幼少期や学齢期だけでなく、大人(高齢者)にもたんぱく質が不足しない食事の習慣が必要です。

●一日にこれくらい食べよう!

たんぱく質 それぞれ片手に載るくらい



ミネラル・ビタミン



★日差しが日に日に増し、暑くなる季節になってきました。「サルコペニア」「フレイル」予防のもう一つのポイントは運動です。姿勢を正して、歩くことから始めてみましょう!! 町保健センターにおいても料理教室や運動教室がありますので、ぜひご参加ください!!

6月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
1 ☞・人権相談	福祉・教育センター	午前9時～午前11時30分	
3 ☞・町内一斉清掃	町内全域		
6 ☞・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
7 ☞・一歳半健診 ・三歳児健診 ・集団フッ素塗布 ・カウンセリング（予約制）	保健センター	午後1時15分～午後2時30分 午後1時30分～午後2時30分	
11 ☞・音楽療法（子育てサロン）	福祉・教育センター集會室	午前10時30分～午前11時30分	
12 ☞・のびのび指導室 ・母乳相談（予約制）	保健センター 保健センター	午前9時30分～午前10時30分 午前10時～午前11時	
14 ☞・カウンセリング（予約制） ・すくすくひろば	保健センター 保健センター	午前10時～午前11時30分	
15 ☞・育児相談（予約制）	保健センター	午後1時30分～午後3時	
19 ☞・トマッピーキッズサークル	北部公民館	午前9時30分～午前11時30分	
20 ☞・転倒予防教室 ・ブックスタート	保健センター 図書館	午後1時30分～午後3時 午後2時30分～午後3時30分	
21 ☞・北勢地域若者サポートステーション 出張相談in木曾岬	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎059-359-7280
24 ☞・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
25 ☞・法律相談（予約制）	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	
27 ☞・リハビリ教室	保健センター	午後3時15分～午後4時15分	
28 ☞・カウンセリング（予約制）	保健センター		
30 ☞・土曜がん検診	保健センター	午前8時30分～午前10時30分	

6月の納付

納付をお忘れなく!

- 住民税(7/2納期限) …………… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(7/2納期限)
………… A地区2期分
- 幼稚園授業料(6/27納期限) …………… 6月分
- 保育園保育料(6/27納期限) …………… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
- FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話 40-9008

平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30/土・日・祝日・年末年始

総務政策課 68-6100 建設課 68-6106

危機管理課 68-6101 会計課 68-6107

税務課 68-6102 議会事務局 68-6108

住民課 68-6103 教育委員会 68-1617

福祉健康課 68-6104 保健センター 68-6119

産業課 68-6105 町立図書館 40-9010

●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎざ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 4日・7日・11日・14日・18日 21日・25日・28日	毎週火・金曜日 1日・5日・8日・12日・15日 19日・22日・26日・29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 6日・20日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 6日・13日・20日・27日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 13日	毎月第4水曜日 27日
資源ごみ	毎月第4日曜日 24日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。



グリーンカーテン用苗木(ゴーヤ)の 無料配布

盛況に
おわかりました。

去る5月13日(日)役場行政棟玄関前において、グリーンカーテン用苗木 ゴーヤの無料配布を行いました。また、今回も桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターで生産している、し尿汚泥肥料「ソウインコンボ」の配布も行い、好評をいただきました。

町では“身近にできることからチャレンジ”をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組んでおり、苗木の配布は昨年度に続き行ったものです。

今年も町内のJA木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しましたが、9時からの配布にたくさんの方々にお越しいただき、盛況におえることができました。



町では、環境にやさしい町づくりを推進していくため「グリーンカーテン補助事業」も実施しています。

- 申請書受付期間／6月末日まで
- 補助対象／(1) 苗・種子等
(2) 支柱、プランター等の資材

※1申請あたり対象経費の2分の1で5千円を上限とし、百円未満を切り捨てるものとします。また、グリーンカーテンの緑化面積は3平方メートル以上とします。交付回数は1回限りです。

資材の購入対象期間は、当該申請年度中の購入された資材が対象です。

申請書は、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

- 問合せ先／役場 住民課 ☎68-6103

